

平成22年 1月 7日
国土交通省北海道開発局

新たな労使関係構築検討会議幹事会（第4回）について

（開催日時）

平成22年1月6日（水） 11:00～11:40、15:00～15:20

（開催場所）

札幌第1合同庁舎10階4号会議室

（出席者）

当局側（北海道開発局）

松本 政美（開発監理部長）

是川 聡一（開発監理部次長）

佐藤 晶紀（職員課長）

職員団体側（全北海道開発局労働組合）

小松 陽一（書記長）

田中 正（中央執行委員（企画部長））

藤田 晃久（中央執行委員（組織部長））

（議事要旨）

○当局側から

前回の第3回幹事会で職員団体から示された、新たな労使関係構築に係る考え方に対し、当局として、国家公務員法の趣旨を踏まえ精査した結果を述べる。

（「第3回幹事会全開発提出資料に対する当局の考え方」（別紙1）を示し説明。）

○職員団体側から

交渉に関する基本的な事項について、何点か確認したい。勤務条件に関する事項であっても管理運営事項又は権限外事項は交渉対象とはしないが、ただし、ある事項が管理運営事項であると言っても、その事務処理の結果に伴って勤務条件に影響が生じる場合、その勤務条件は、交渉の対象になると考えるがどうか。

○当局側から

当局としても同様の考えである。

○職員団体側から

各段階における交渉に関し、同一事項については重畳的な交渉は行わないとのことだが、現実的には、勤務条件に関して各段階でそれぞれ固有の問題が出てくるものであり、我々としては同一事項についても各段階での交渉はあり得ると考えるがどうか。

○当局側から

繰り返しになるが、本部、支部、分会の各段階における交渉事項を整理し、同一内容については重畳的な交渉は行わない。なお、同一の議題であっても、交渉に応じる当局の組織によってそれぞれ固有の権限があり、交渉対象とする内容に固有のものがあるときは、その部分についてそれぞれの組織で交渉を行うことはあり得ると考える。

○職員団体側から

労使間の関係について、相互理解に基づく信頼関係を築いていくためには、意思の疎通を図っていくことが重要と考える。組織の統廃合等、勤務条件に大きな影響を与える事項については、これが管理運営事項等であっても、議論をする場は必要と考えるかどうか。

○当局側から

良好な労使関係を構築していく上で、意思の疎通を図っていくことが重要であることは言うまでもないことであり、業務を円滑に実施する上で必要と認める場合には、開発局本局と全開発本部との間で、例えば組織の統廃合等の勤務条件に関する管理運営事項等について、事実関係の説明、意見聴取、意見交換を行うことはあり得ると考える。ただし、合意や意見の一致を目指すものとはしないなど、一定のルール作りが必要であると考えます。

○職員団体側から

当局が実施しようとする管理運営事項により職員の勤務条件に変更を及ぼす可能性のあるものは、その計画内容等を我々にも説明してもらいたい。また、その際、計画内容等に関する当局としての考え方や見解なども示されると考えてよいか。

○当局側から

業務を進める上で、周知が必要な情報については、現在、職員団体を經由せず直接職員に周知することとしており、今後もこの考え方により事業を進めていくこととする。その際、勤務条件に関する情報について、職員団体から個別に情報提供を求められたときは、職員に周知した内容の範囲内で、関係資料の提供を行うとともに、当局としての考え方があれば、必要に応じ説明を行うこととする。

○当局側から

それでは、これまでの幹事会での議論の取りまとめとして、新たな交渉の枠組みの考え方について当局側で整理し、改めて示すこととしたい。

(一時中断を挟んだ後再開)

○当局側から

これまでの幹事会での議論を踏まえ、新たな交渉の枠組みの考え方について、当局として整理したので説明する。

(当局側から、「新たな交渉の枠組みの考え方(案)」(別紙2)を示し、説明。)

○職員団体側から

先ほど我々が確認させていただいた事項については、盛り込まれていると考えるが、実際には、個々の案件について交渉対象事項となるか否か、情報提供してもらう事項、意見交換で取り扱う事項について、随時話し合いを行うことが必要となると考える。誠意を持って対応してもらいたい。

また、交渉議題はそれぞれの職場段階でもあることから、疑義や混乱が生じることが予想される。当局として、開発建設部に対して十分指導してほしい。

○当局側から

我々も、新たな交渉の枠組みの考え方の趣旨をきちんと徹底したいと思う。また、職員団体側からも各職場段階に徹底していただきたい。

○当局側から

「新たな交渉の枠組みの考え方（案）」について、幹事会レベルで合意が図られたものとして、本省及び第三者委員会に報告させていただく。労使間においては、新たな労使関係構築検討会議という上部の場があるので、第三者委員会での審議を経た後、検討会議の場で正式に新たなルールとして確定させることとしたい。

○職員団体側から

幹事会レベルでは、ここを一つの到達点として「新たな交渉の枠組みの考え方（案）」を確認したということとしたい。

※文責は北海道開発局当局（今後修正があり得る）

<問い合わせ先>

北海道開発局職員課	課長	佐藤	晶紀（内線	5 2 5 1）
	課長補佐	鈴木	伸彦（内線	5 2 5 2）
	代表			0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1
	直通			0 1 1 - 7 0 9 - 2 1 0 7